

新型インフルエンザ等対策有識者会議

第1回会議提案事項

兵庫県知事 井戸 敏三

- 1 知事会の意見を踏まえた新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定
- 2 措置の運用に際して国と地方公共団体等の役割の明確化
- 3 その他の提案

1 知事会の意見を踏まえた新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

(1) 兵庫県では、国内最初の新型インフルエンザを経験したことより、課題を抽出し、検証して将来に備えるため、「新型インフルエンザ対策検証委員会」を設置し、平成21年9月に提言として取りまとめた。

また、全国知事会からも平成22年6月に新型インフルエンザに対する要望を行った。

(2) 政府においては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の法制化にあたって、全国知事会並びに県の提言を盛り込んでいただいた。(別紙参照)

2 地方公共団体間の役割の明確化

本有識者会議においては、国民の生命と健康を守り、国民の生活や経済に及ぼす影響を最小とするために特措法が十分にかつ円滑に運用されるよう国と地方、地方間の役割を明確にしていきたい。

(1) 法において、発生情報を、迅速に把握するようになっているが、インフルエンザシーズン中であれば、渡航歴等疫学的に感染の可能性の高い人に対し検査を行い、シーズン外であれば、症状を呈している人が一定程度集約して見られる場合には積極的に検査を実施するなど、全国の検査実施システムを統一しておくべきである。

(2) 特措法の趣旨である感染症の危機管理を十全に担保するためには、地域対応の主体である都道府県で管内政令市を含めた情報を集約することが重要である。

そのため、平時の感染症法にとらわれずに、保健所設置市（政令市）の情報も、直接、都道府県に入るような情報収集システムを具体的に検討されたい。

(3) ウイルス(遺伝子)確定検査について、より早期に地方衛生研究所で確定できるよう、国立感染症研究所による地方衛生研究所の支援体制を構築されたい。

3 その他の提案

(1) 感染拡大状況、重症度等を考慮して、感染拡大抑制のため、社会的影響は大きいとしても、県は社会活動制限を恐れることなく実施できるよう、標準的な取り扱い基準を事前に、明確に示しておく必要がある。

(2) 平成 21 年の新型インフルエンザ発生の際、感染経路は、2 m くらいまでの飛沫感染、又は接触感染であるにもかかわらず、空気感染するような誤った情報により風評被害を被った。このようなことから、専門家による迅速で具体的かつ客観的な情報を国民に提供できる体制を構築する必要がある。

(3) 兵庫県においては、高校生からの患者発生を踏まえて、平常時より日々の全県学校の欠席情報をリアルタイムに把握する「学校サーベイランスシステム」を、平成 21 年に整備した。

学校の欠席情報を日々リアルタイムに把握する事は感染症の早期探知に重要であるため、全国的な展開を提案したい。

兵庫県提言(平成21年9月)及び全国知事会(平成22年6月)の要望に対する

新型インフルエンザ等対策特別措置法への反映状況

事項	内容	法への反映状況
都道府県に対する調整権限の付与	兵庫県提言:都道府県に対する調整権限の付与 全国知事会要望:災害救助法に類似した権限等を地方公共団体の長に付与すること。	第33条 (政府対策本部長及び都道府県対策本部長の指示) 緊急事態において、都道府県の区域における対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、関係市町長等に対し、必要な指示をすることができる。
社会活動制限の法的位置づけの明確化	兵庫県提言:社会活動制限の法的位置づけの明確化 全国知事会要望:感染拡大を防止するため、集会、企業活動などの社会活動制限について、あらかじめ法制度を整備するなど、実効性のある方策を講じること	法第45条(感染症を防止するための協力要請等) 都道府県知事は、住民に対しての外出自粛要請、学校・社会福祉施設・興業場等の施設の使用の制限等を要請することができる。
行政手続きに関する特例	全国知事会要望:自動車運転免許の更新期限の延長など新型インフルエンザ発生時における行政手続きに関する特例措置について、法的な整備を進めること	法第57条(新型インフルエンザ等の患者等の権利利益の保全等) 特定非常災害の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の規定(第2条から第6条)は、新型インフルエンザ等緊急事態について準用する。
医療実施の要請・指示	兵庫県提言:医療実施の要請・指示と補償	法第31条(医療等の実施の要請) 都道府県知事は、医師、看護師等の医療関係者に対し、場所、期間その他の必要な事項を示して、新型インフルエンザ等の患者等に対する医療や予防接種を行うよう要請することができる。
医療従事者への補償	兵庫県提言:医療実施の要請・指示と補償 全国知事会要望:医療従事者に対する恒久的な補償制度の創設	法第31条(医療等の実施の要請) 都道府県知事は、医師、看護師等の医療関係者に対し、場所、期間その他の必要な事項を示して、新型インフルエンザ等の患者等に対する医療や予防接種を行うよう要請することができる。 法第63条(損害補償) 都道府県知事の要請に応じ、患者に対する医療の提供を行う医療関係者が、そのため死亡したり、疾病にかかったりしたときは、都道府県知事はその損害を補償する。補償の内容、水準等は政令等で定める。

市町村の役割	兵庫県提言:市町村の役割の明確化	<p>法第8条(市町村行動計画) 市町村が実施する措置に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供 ・住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関すること ・生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置 等
--------	------------------	---

事 項	内 容	法への反映状況
財政上の措置	<p>兵庫県提言:財源の確保 全国知事会要望:ワクチン接種について国の具体的な役割と責任を明確にするとともに国の負担を基本とし、仮に地方負担を伴うような場合においても国の責任において確実な財源手当を行うこと</p>	<p>法第69条(国庫の負担) 都道府県が支弁する臨時の医療施設(土地の使用を含む)、埋葬・火葬、物資の収用、医療の要請に伴う医療従事者の損害補償などについて政令で定めるところにより国が負担する。</p> <p>法第70条(緊急事態に対処するための国の財政上の措置) 予防接種の実施その他新型インフルエンザ等緊急事態に対処するために地方公共団体が支弁する費用に対し、国は必要な財政上の措置を講ずる。</p>
対策本部、対策計画の法的位置づけの明確化	<p>兵庫県提言:対策本部、対策計画の法的位置づけの明確化</p>	<p>法第7条(都道府県行動計画) 都道府県知事は、政府行動計画に基づき、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を作成するものとする。</p> <p>法第22条(都道府県対策本部の設置及び所掌事務) 政府対策本部が設置されたときは、都道府県知事は、都道府県行動計画で定めるところにより、直ちに、都道府県対策本部を設置しなければならない。</p>

学校サーベイランスシステム概念図

